

綾川町公共交通

町営バス路線等の改正について

綾川町では、昨今の公共交通の課題を整理し、町民の皆さまに将来にわたって必要とされる公共交通を検討するため、令和5年3月に「綾川町地域公共交通計画」を策定しました。実際に利用の方がより利用しやすくなるよう、町営バスのルートを改正し、乗り合いデマンドタクシーのサービスを向上します。

Point!

「町営バス」のポイント!

1回100円!

- 新しい「畑田・千疋線(仮称)」は、左回りと右回りのバス2台体制に変更し、少ない乗換で買い物、通院がしやすくなります。
- 従来の「粉所線」「陶・西分線」を廃止し、現在運行中の乗り合いデマンドタクシーのサービスを向上します。

町営バス

- 停留所
- 滝宮・羽床線
- 畑田・千疋線(仮称)
- 循環路線



デマンドタクシー 対応エリア

- 綾上地区
- 千疋地区

Point!

「乗り合いデマンドタクシー」のポイント!

1回300円!

- 千疋地区と綾上地区の乗り合いのデマンドタクシー事業を継続します。自宅から綾南方面の病院・商店・金融機関・駅など、ほとんどの目的地に送迎できます!
- 利用は行き・帰りの事前予約が必要です。

綾上地区からの予約は … ☎876-3388

千疋地区からの予約は … ☎877-0211



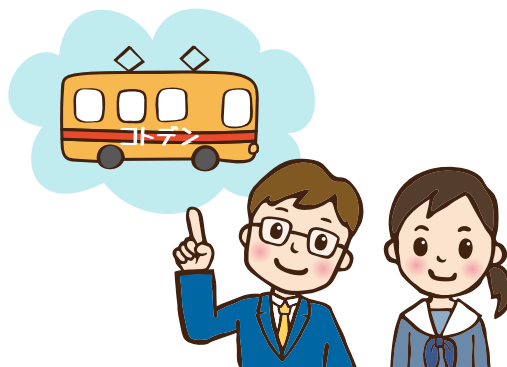
○改正のポイント

令和6年4月1日から、町営バスの路線改正を予定しています。

町営バス

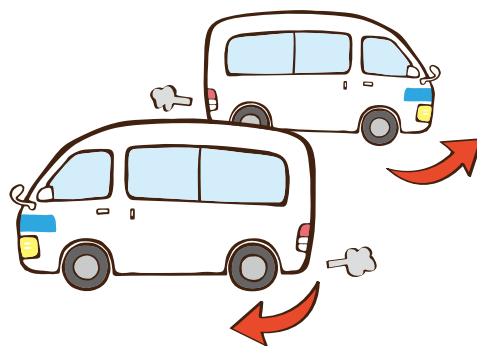
■上り列車のダイヤに合わせてます。

朝方の便は、通勤・通学でご利用の皆さんに配慮します。
ことでん上り便のダイヤに合わせて改正を継続します。



■乗り換えの手間を減らします。

町営バスは、通勤通学の他、お買い物と通院で多く利用されています。新しい「畑田・千疋線（仮称）」では、乗り換えが少なくなるよう路線を延長します。また、右回り・左回りのバス2台体制とすることで、待ち時間を短縮します。



■利用の少ない路線を廃止します。

年間の利用回数が少ない区間が非常に長い、町営バス「陶・西分線」と「粉所線」を廃止します。代わりに、これまで町営バス「陶・西分線」と「粉所線」が果たしていた役割は、新しい「畑田・千疋線（仮称）」の一部と、綾上地区の乗り合いデマンドタクシーが引き継ぎます。



デマンドタクシー

■引き続き、外出しやすい環境を整えていきます。

山間部では、バスを利用しようにもバス停までの歩行が困難という課題があります。綾上地区と千疋地区では、令和4年10月から乗り合いデマンドタクシーに自宅から乗降できるように試験運行を続けており、令和6年4月1日から正式に運行を開始します。

綾川町の乗り合いデマンドタクシーは、ご自宅から、綾南方面の病院・商店・金融機関・駅など、ほとんどの目的地に送迎できる、予約制の移動支援です。

引き続き改善を続ける予定で、たとえば夕方までの運行時間帯の延長などを検討しています。



○なぜ町営バスの路線を変えるの？ 改正の理由

バス利用の実態をみると、利用が多い(乗降回数が多い)バス停と、極端に利用が少ないバス停があります。とくに、1日平均の利用回数が1回に満たないバス停も多いため、町の地域公共交通計画で方向性を示し、順次、バス路線を見直します。

とくに中山間地域ではバス利用が非常に少ないため、現在運行中の乗り合いデマンドタクシーの充実を行うことで、お買い物や通院の利便性を確保する方針としました。

千疋地区・綾上地区の「乗り合いデマンドタクシー」は、予約制の乗り合いタクシーです。

乗り合いデマンドタクシーは普通のタクシーと違い、(乗り合いなので)決まった時刻までに目的地に到着するのは約束できないという欠点がありますが、その一方で、自宅まで送迎するため、町営バスより乗降場所について利便性が高まります。



課題

【陶・西分線】富川～大原

年間利用回数が200回未満
(1日平均1回に満たない)であり、
年々減少しています。

町営バスの路線

- 残る部分
- 廃止予定の部分

年間利用回数

- 3000回以上/年
- 1500回以上/年
- 500回以上/年
- 250回以上/年
- 200回以上/年
- 150回以上/年
- 100回以上/年
- 50回以上/年
- 50回未満/年



課題

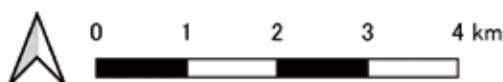
【陶・西分線】西分南～神ノ木

年間利用回数200回未満
(1日平均1回に満たない)の区間が
多いため、廃止して、現在運行中の
乗り合いデマンドタクシーが
サービス向上に努めます。

課題

【粉所線】

利用が少ない区間が
非常に長く、廃止して、
現在運行中の
乗り合いデマンドタクシーが
サービス向上に努めます。



○意見募集(パブリックコメント)の実施について

1 趣 旨

路線の変更について、利用者の皆さまからご意見を頂ければと思います。ご意見の理由や、皆さまの公共交通の利用状況も教えてください。



2 募集期間

令和5年10月24日(火) から 令和5年11月17日(金) 午後5時 まで

3 提出先

ご意見は専用の意見書用紙を使用し、氏名、住所(団体の場合は、団体名、所在地)及び連絡先をご記入のうえ、持参・郵送・FAXによってご提出ください。

意見書の用紙は、町営バス・デマンドタクシーの車内のほか、町内8か所の公民館や、町役場(総務課)、綾上支所に設置します。配布箇所での受け取りも行います。

4 留意事項

提出されたご意見の内容を確認させていただく場合があることから、氏名・住所などの連絡先の記載をお願いしています。

個人で提出いただく場合は、住所・氏名を、団体・グループで提出いただく場合は、団体・グループ名称及び所在地を必ず記載してください。これらの記載がないものについては、ご意見として受付できませんのでご注意ください。

なお、氏名・住所等の連絡先につきましては、他の目的に利用・提供しないとともに適正に管理し、いただいた個人情報公表しません。

ご意見の内容については、町のホームページで公表する場合があります。口頭、電話でのご意見は受付いたしません。また、ご意見に対する個別の回答はいたしません。

5 提出いただいたご意見等の情報の取り扱い

ご意見は、町の今後の方針を検討する上での基礎資料となります。ご提出いただいたご意見の概要とそれに対する町の考え方等については、綾川町ホームページ等により一定期間公表します。類似のご意見は適宜整理の上、まとめて公表することがあります。

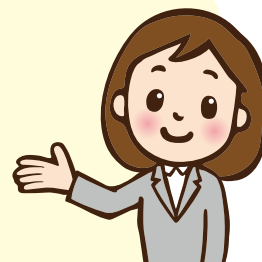
ご意見は、できるだけ具体的にお書きください。趣旨が不明瞭である場合は公表できません。また、今回の意見募集と直接関係のないご意見については公表いたしません。

提出・お問い合わせ先

綾川町役場 総務課

〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮 299 番地

Tel 087-876-1906 Fax 087-876-1948



(※ご意見は意見書用紙でお願いします。お電話でのご意見はお控えください。)